



Capital Gains Tax

What do you need to consider?



January 2024

KPMG in Malaysia

キャピタル・ゲイン課税

新たな税金の導入

マレーシアで受領した国外源泉所得の免税措置が 2022 年に撤廃されたのに続き、税収基盤の更なる拡充のため、2024 年 1 月 1 日よりキャピタル・ゲイン課税（CGT）が導入されました。

CGT は所得税の一部として導入され、「キャピタル・アセットの処分による収入」が CGT の対象になると所得税法に規定されました。

CGT は企業、LLP、信託団体および協同組合（マレーシア国内または国外で設立されたか否かにかかわらず）による、以下の収入が対象となります。

- 1) マレーシア国内で設立された非上場会社の株式の処分
- 2) マレーシア国外で設立され、一定の条件に該当するマレーシア国内の不動産を所有する子会社等の株式の処分（詳細は後述の“所得税法 15C 条に定める株式”を参照）
- 3) マレーシア国外のキャピタル・アセットを処分し、その収入をマレーシアで受領したもの

「処分」は当事者間の合意もしくは法律によるかを問わず、売却、譲渡、移転、割当、決済を意味し、減資や自己株式の取得による場合も含まれます。



考察

- CGT において何が「マレーシアで受領した」ものに該当するか、所得税法は定義していません。マレーシア内国歳入庁（MIRB）は、国外から受領した収入に関する税の取り扱いガイドライン（以下、「国外源泉所得ガイドライン」）において、「マレーシアで受領した」を「現金もしくは電子送金の形式を問わず、マレーシアに送金もしくは持ち込まれた」と定義しています。この点、MIRB は「マレーシアで受領した」の定義において、実質的な受領は含まず、文字通りの解釈を採用しているものと考えられます。

CGT において同様の解釈がなされるとしても、以下のような場合が「マレーシアで受領した」ものに該当するか否かは、検討が必要です。

- a) 株式交換契約により、外国法人の株式をマレーシア法人の株式と交換した場合
- b) 実質的な受領（例えば、マレーシア国内の資産を購入するために、マレーシア国外の資産を処分した収入を、不動産開発業者に直接送金した場合）
- c) 資産を処分した対価を、約束手形の発行により決済した場合

- 2016 年会社法において、優先株式の償還は資本の減少にはあたらないとされていますが、CGT の観点においても、同様の解釈がなされるかは不明です。

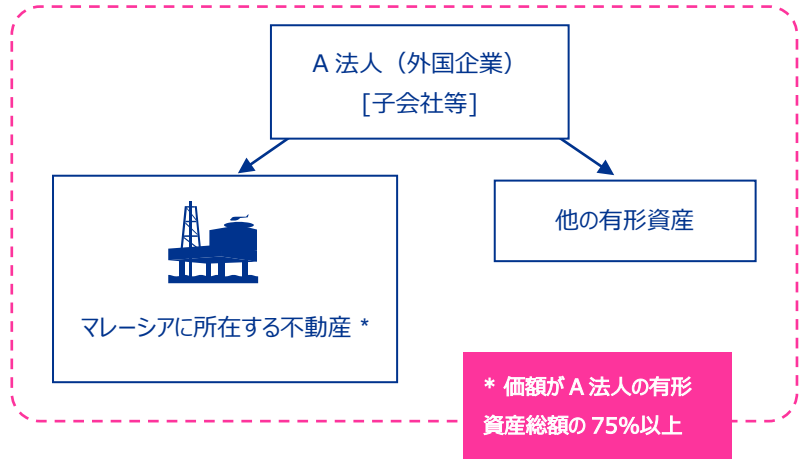
マレーシア国外で設立された子会社等の株式の処分 – 所得税法 15C 条に定める株式

マレーシア国外で設立された子会社等（株主が 50 名以下、かつ 5 名以下により所得税法 139 条に規定される方法（株式／議決権の過半を有する方法）で支配されている会社）の株式を処分する場合、所得税法 15C 条に基づき、以下のケースに該当するとマレーシア源泉所得とみなされ、CGT の対象となります。

1 マレーシアに所在する不動産を所有する外国企業の株式の処分

条件

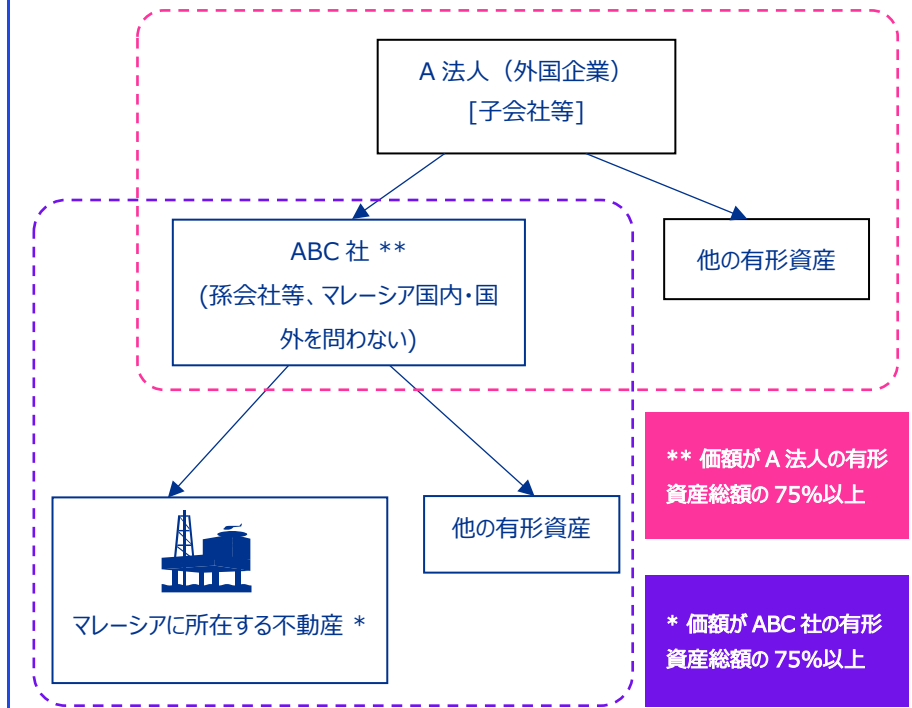
外国企業が所有するマレーシアに所在する不動産（付随する権利等を含む）の価額が、有形資産総額の 75% 以上の場合



2 マレーシアに所在する不動産を所有する孫会社等の株式を有する外国企業の株式の処分

条件

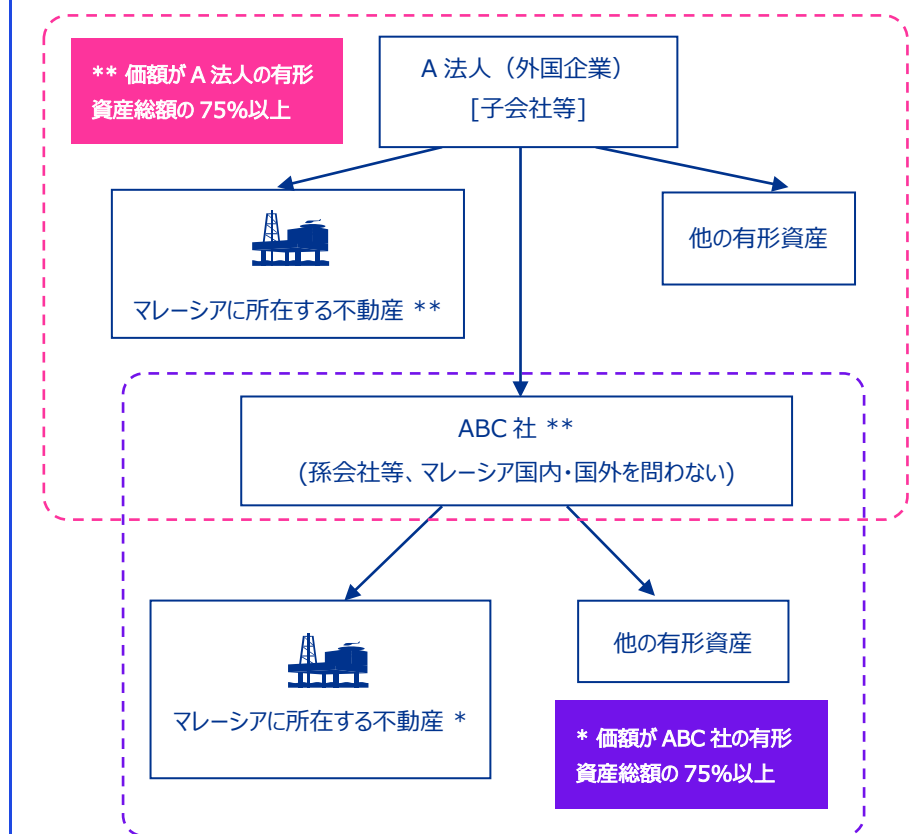
- 孫会社等がマレーシアに所在する不動産を所有しており、当該不動産の価額が有形資産総額の 75% 以上、かつ
- 子会社等である外国企業が、当該孫会社等の株式を有しており、当該孫会社等の株式の価額が有形資産総額の 75% 以上



3 マレーシアに所在する不動産および孫会社等の株式を有する外国企業の株式の処分

条件

外国企業が有するマレーシアに所在する不動産および孫会社等の株式の価額が、有形資産総額の 75%以上



上記の 75%の条件に該当し、マレーシア国外で設立された子会社等の株式の処分が所得税法 15C 条の対象（以下「所得税法 15C 条株式」）になると、当該株式の処分による収入はマレーシア源泉所得として課税されることになります。株式を処分する時点において、当該不動産および子会社等の株式の価額が有形資産総額の 75%以下に下落したとしても、この取り扱いは変わりません。

考察

- マレーシア国外で設立された子会社等の株式の処分は、直ちに国外源泉所得として取り扱われるわけではなく、所得税法 15C 条に従った検証が必要です。この検証はボトムアップアプローチを採用しており、株式所有の各段階で 75%の条件に該当するか否かを検証し、それを最終親会社のレベルまで続けます。75%条件に該当する場合、当該株式は所得税法 15C 条に定める株式となり、国外源泉ではなく、マレーシア源泉として取り扱われます。
- どのような事象が発生した場合に、所得税法 15C 条に該当するか否かを検証しなければならないかは明らかにされていません。（例えば、株式を取得・譲渡した時？ 新規に不動産を取得・建設したタイミング？ 年次の資産評価時？）この点に関して、財務省／MIRB から更なるガイダンスが出されることが待たれます。

キャピタル・ゲイン課税の免税

国内免税

2024 予算案の発表から様々な免税措置が提案されています。主な内容は以下のとおりです。

キャピタル・アセット	免税措置
マレーシア国外に所在する キャピタル・アセット	<p>提案中（法制化未了）</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済実体要件を満たす場合の免税措置 2024 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日まで、信託ファンドにかかるキャピタル・ゲインの免税措置
マレーシア国内に所在する/ マレーシア源泉とみなされる キャピタル・アセット	<p>法制化完了</p> <ul style="list-style-type: none"> マレーシアで設立された非上場会社の株式の処分について、2024 年 1 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日までの適用免除 [Income Tax (Exemption) (No. 7) Order 2023]
<ul style="list-style-type: none"> マレーシアで設立された非上場会社の株式 所得税法 15C 条株式 	<p>提案中（法制化未了）</p> <ul style="list-style-type: none"> 承認された新規株式公開（IPO） 同一グループ内の再編 ベンチャーキャピタル会社 2024 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日まで、信託ファンドにかかるキャピタル・ゲインの免税措置

MIRB は CGT 申告書提出プログラムとそのガイダンスを公表しています。ガイダンスの注記において、2024 年 1 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日までに行われる所得税法 15C 条株式の処分が免税とされていることは注目に値します。ただ、この免税措置も正式な法制化は未了であり、今後の進展が待たれます。

考察

- MIRB の国外源泉所得ガイドラインによれば、マレーシアにおいて特定の経済活動を行うために、必要な資格を有する十分な数の従業員を雇用し、十分な活動費用を生じている企業は、経済実体要件を満たすとされています。

特定の経済活動とは、次のとおり定義されます

- 他の企業へ投資し、管理する
- 取得、保有、処分する資産に関して必要な戦略的意思決定を行い、当該資産について主要なリスクを負う

MIRB はミニマム基準額を設けていないため、経済実体要件を満たしているか否かは納税者が証明しなければなりません。なお、CGT の観点においても、同様の解釈がなされるかは不明です。特に、持株会社においては、追加的な従業員、資産、オペレーションが無くとも、投資の意思決定を行う役員会のみで経済実体要件を満たすとされるのか否か、明確にされる必要があります。

租税条約との関係

CGT は所得税の一部として導入され、税務上の「所得」として扱われるため、マレーシア国内での免税措置が適用されない場合には租税条約による免除や、同一所得に対してマレーシアおよび他国の双方で課税される場合の二国間による救済が適用されます。

考察

- 租税条約を適用するにあたり、以下の点を順次考慮する必要があります。
 - a) 租税条約に CGT に関する条項もしくは相当する規定があるか？
 - b) その CGT 条項もしくは相当する規定により免税措置が定められているか？
 - c) 免税措置が無く、キャピタル・ゲインがマレーシアおよび他国の双方で課税される場合、租税条約で利用可能な二国間の救済措置はあるか？

- 租税条約による免除および二国間の救済措置が利用できない場合、所得税法 Schedule 7 の規定によりマレーシアで片務的救済を検討することができます。しかしながら、以下の制約があります。
 - a) マレーシア源泉所得は救済の対象とならない
 - b) 救済額は、当該所得にかかる外国税額の 1/2 を超えない

- 租税条約の適用を申請するにあたり、現状の実務慣行では居住地証明のコピーを提出するだけで足りるとされています。MIRB は CGT における租税条約適用のメカニズムや条件に関するガイドラインを公表していません。そのため、追加的な手続きが必要であるか否かは不明です。



税率

キャピタル・アセットの処分にかかる所得に対する税率が次のとおりです。

キャピタル・アセット	YA 2024 以降
マレーシア国外に所在するキャピタル・アセット	<ul style="list-style-type: none"> 通常と同じ税率（法人税率 24%）
マレーシアに所在する／マレーシア源泉とみなされるキャピタル・アセット （所得税法 15C 条株式）	
<ul style="list-style-type: none"> 2024 年 1 月 1 日より前に取得されたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 課税所得（処分益）の 10%、もしくは処分価額の 2%（処分者の選択）
<ul style="list-style-type: none"> 2024 年 1 月 1 日以降に取得されたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 課税所得（処分益）の 10%

申告・納付

CGT について、予定納税の申告・納付は不要です。

キャピタル・アセットの処分者は、個々の処分取引について処分日から 60 日以内に CGT 申告書を電子的に提出する必要があります。納付期限は申告期限と同じです。

考察

- MIRB が公表する CGT 申告書提出プログラムとそのガイダンスによれば、2024 年 1 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日の間に処分した株式については課税が免除されることから、申告書の提出は不要とされています。
- 処分者が外国企業である場合、CGT 申告・納付のためにマレーシア税務番号を取得することは理論的には可能ですが、それを外国企業自身が行うのか、マレーシアのエージェントが行うのかは明らかにされていません。また買い手による源泉徴収義務が無いなか、MIRB がどのように納税義務を監視するのかについても明らかにされていません。
- マレーシア国外の資産を処分した場合、CGT は対価の送金時が課税点となります。法令上、明確化されていませんが、私たちの現時点の理解では、マレーシア国外の資産を処分した場合は、送金された賦課年度にかかる年次確定申告書に含めて申告する必要があると考えられます。

処分日

CGT の規定及び申告のトリガーとなる処分日は重要です。処分日は以下のように決定します。

シナリオ	処分日
書面での契約がある場合	
<ul style="list-style-type: none"> 処分や取得が中央政府または州政府の承認を必要とする場合 (中央政府または州政府による承認などの) 条件付き契約 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> 承認取得日 全ての条件が満たされた日 契約書日
書面での契約が無い場合	処分日は以下のいずれか早い方
	<ul style="list-style-type: none"> 処分者がキャピタル・アセットの所有権を移転した日 処分者が譲渡対価の全額を受領した日
キャピタル・アセットのトレーディング目的への振替 (みなし処分)	振替日

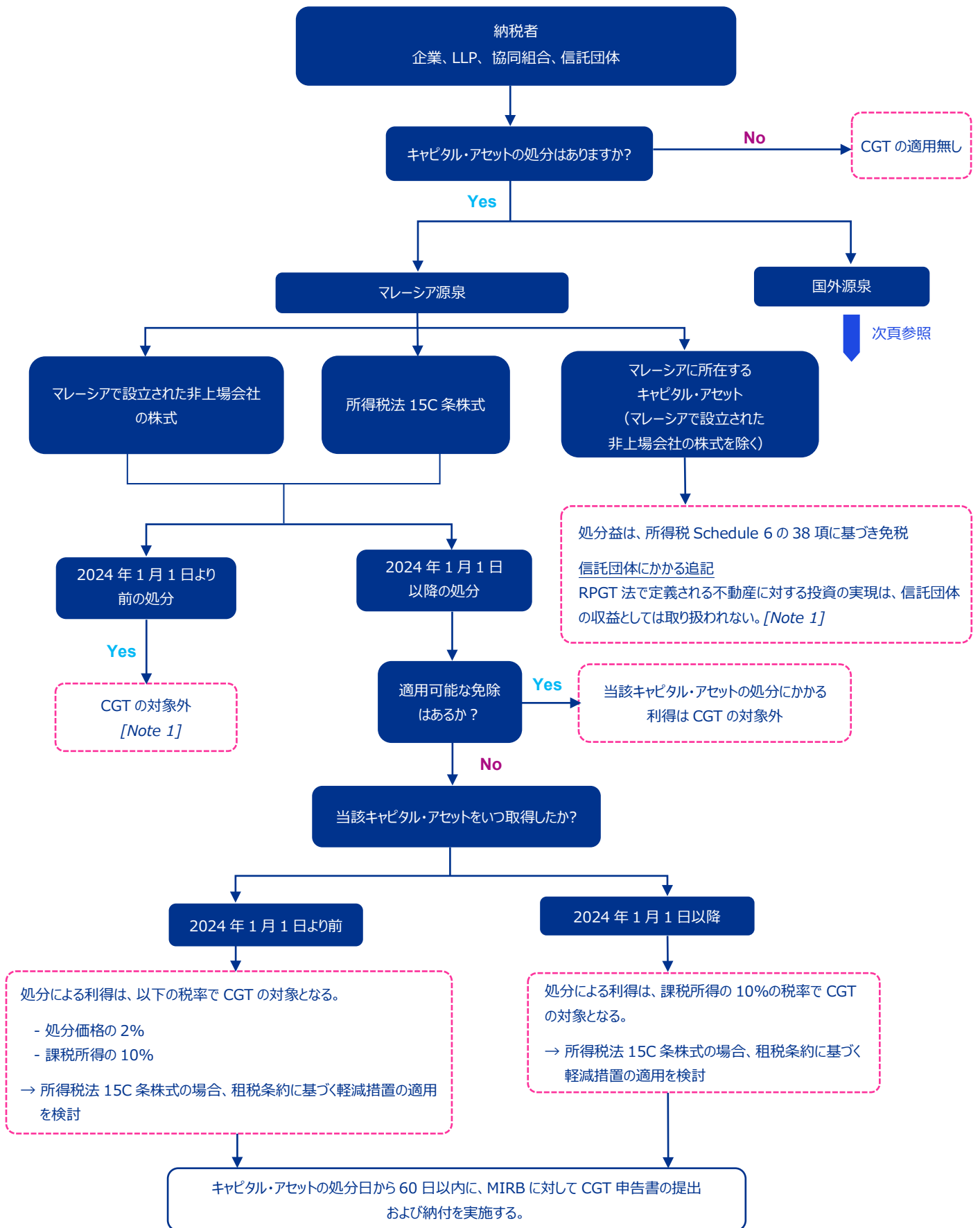
キャピタル・アセットの処分にかかる損失

キャピタル・アセットの処分から生じる損失は、同じ賦課年度におけるキャピタル・アセットのその後の処分による所得と相殺することができます。また、所得と相殺しきれない損失については 10 年間繰り越すことができます。

考察

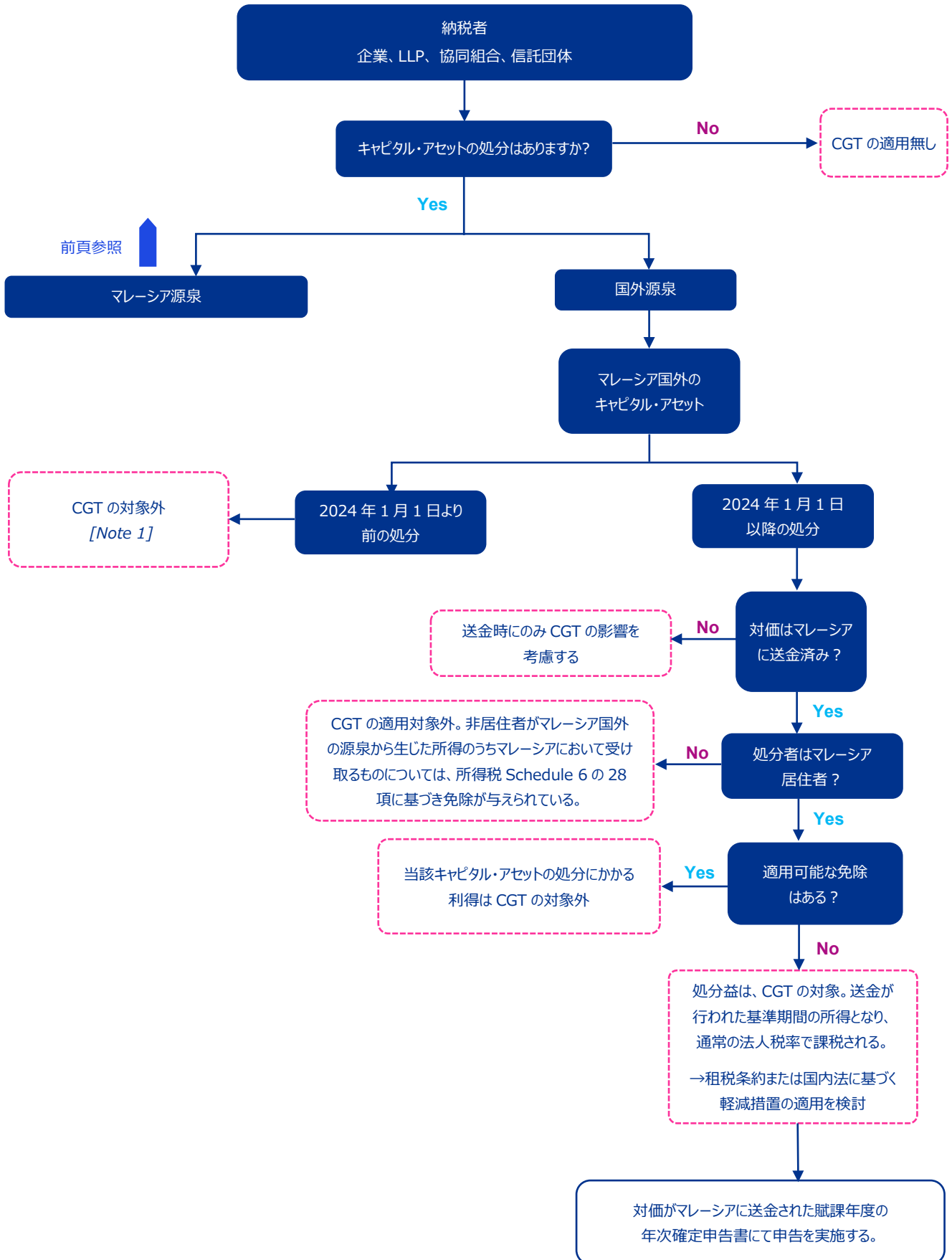
- キャピタル・アセットの処分から生じる損失は、事業所得および非事業所得との相殺は認められず、また、繰り戻しも認められていません。したがって、連続してキャピタル・アセットの処分を検討する納税者は、特段の注意を払う必要があります。処分に伴う損失を相殺するためには、処分益が見込まれるキャピタル・アセットを処分する前に、まず損失が生じるキャピタル・アセットの処分を行うことが肝要です。
- マレーシア国外に所在するキャピタル・アセットの処分から生じる損失が、マレーシア国内のキャピタル・アセットの処分から生じる利益と相殺できるか (もしくはその逆) については、明らかにされていません。もし可能とすれば、マレーシア国内の資産処分にかかる申告と、国外資産の処分にかかる申告のタイミングのずれなど、実務的な問題が生じる可能性があります。

CGT 適用フローチャート



Note 1: RPGT の適用を考慮する

CGT 適用フローチャート (続き)



Note 1: RPGT の適用を考慮する

不動産利得税（RPGT）との関係

CGT が導入される以前、マレーシアに所在する不動産および不動産主体会社（RPC）株式の処分に課される税金として RPGT が既に導入されています。CGT 導入に伴い、RPGT における RPC に関する規定は、2024 年 1 月 1 日より CGT 対象納税者（すなわち企業、LLP、信託団体、協同組合）には適用されなくなりました。

RPGT から CGT への移行に伴い、これまで RPGT における RPC に該当していた株式を処分する際には、今後は RPGT でなく CGT が課税されます。以下に両者の相違点や類似点をまとめていますのでご参考ください。

	RPGT	CGT
処分の定義	合意によるか法律によるかを問わず、売却、譲渡、移転、割当、決済を行うこと。	RPGT における定義と同じものが採用された。ただし、その範囲は拡大され、減資や企業による自己株式の購入による場合も含まれる。
取得原価（マレーシア企業の株式の場合）	取得時点で RPC 株式である場合は、支払った対価による。ただし、一定の場合には時価で取引されたものとみなす。 一方、取得日以降に RPC 株式となった場合は、別途定義された価額に基づき取得価額を算定する。	支払った対価による。ただし、一定の場合には時価で取引されたものとみなす。
取得原価（外国会社の株式（所得税法 15C 条株式））	取得時点で RPC 株式である場合は、支払った対価による。ただし、一定の場合には時価で取引されたものとみなす。 一方、取得日以降に RPC 株式となった場合は、別途定義された価額に基づき取得価額を算定する。	取得時点で所得税法 15C 条である場合は、支払った対価による。ただし、一定の場合には時価で取引されたものとみなす。 一方、取得日以降に所得税法 15C 条となった場合は、別途定義された価額に基づき取得価額を算定する。
処分価格	以下の費用の控除は認められない： <ul style="list-style-type: none"> 価値向上目的の支出 処分者の権利を確立、保全または防御するために発生した支出 処分に付随する費用 	左記の費用は控除が認められる。ただし、株式処分の場合、これらの費用が多額になる可能性は低い。
処分により発生した損失	他の課税対象となる利益と相殺したり、繰り越したりすることはできない。	損失は、同じ賦課年度におけるキャピタル・アセットのその後の処分による所得と相殺することができる。また、未使用の損失は 10 年間繰り越すことができる。

	RPGT	CGT
税率	処分前の保有期間に応じて、課税所得に対して 10%から 30%	<p><u>2024 年 1 月 1 日より前に取得した資産</u> 課税所得に対して 10%もしくは処分価格に対して総額の 2%（処分者の選択）</p> <p><u>2024 年 1 月 1 日以降に取得した資産</u> 課税所得に対して 10%</p>
リストラクチャリングにおける免除措置	<p>MIRB の事前承認があれば、同一グループ内での資産の譲渡は、利益も損失も生じない。ただし、譲受会社がマレーシアの居住者であり、かつ以下の条件を満たす必要がある。:</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡が、譲渡人と譲受人の双方により大きな経営効率をもたらす。 譲渡が組織再編、再建、合併のスキームに基づくものである。 	<p>2024 年予算案では、以下の場合、CGT を免除することが提案されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - グループ内部の再編 - 新規株式公開 - ベンチャーキャピタル会社 <p>現在、これらの免税措置の正式な法制化は未了。事前申請が必要か否か、また RPGT で課されるものと同様の条件が採用されるかどうかについては、現時点では不明。</p>
二重課税の排除	適用されない。	条件を満たす場合に適用される。
申告義務	<ul style="list-style-type: none"> 処分者と取得者は、処分の日から 60 日以内に RPGT 申告書を提出する必要がある。 処分の対価の全部または一部が金銭である場合、取得者は（規定による）一定の金額を源泉徴収し、処分の日から 60 日以内に MIRB に納付する。 MIRB による査定の結果、最終的な RPGT が源泉徴収額を上回る場合は、その差額を査定通知日から 30 日以内に処分者が MIRB に納付する。逆の場合は払い戻しを要求することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 処分者のみが処分日から 60 日以内に CGT 申告書を提出する必要がある。 取得者が処分者に対価を支払う際に源泉徴収する必要はない。 自己申告制度の下では、CGT 申告書の提出は、処分者に Notice of Assessment が送達されたものとみなされる。CGT の納付期限は提出期限と同日、つまり処分日から 60 日以内に支払わなければならない。

今後の対応

適切なタックス・プランニングの一環として、影響を受ける納税者は、CGT の適用可能性とその免除を確認するために早めに計画を立てることが肝要です。とはいえ、CGT は導入されたばかりであり、財務省/MIRB による更なる明確化が待たれる不透明な部分もあるため、影響を受ける納税者は、今後の動向に十分ご留意ください。

KPMG Offices

Petaling Jaya

Level 10, KPMG Tower,
8, First Avenue, Bandar Utama,
47800 Petaling Jaya, Selangor
Tel: +603 7721 3388
Fax: +603 7721 3399
Email: info@kpmg.com.my

Penang

Level 18, Hunza Tower,
163E, Jalan Kelawei,
10250 Penang
Tel: +603 7721 3388
Fax: +604 238 2299
Email: info@kpmg.com.my

Kuching

Level 2, Lee Onn Building,
Jalan Lapangan Terbang,
93250 Kuching, Sarawak
Tel: +603 7721 3388
Fax: +6082 530 669
Email: info@kpmg.com.my

Miri

1st Floor, Lot 2045,
Jalan MS 1/2,
Marina Square, Marina Parkcity,
98000 Miri, Sarawak
Tel: +603 7721 3388
Fax: +6085 321 962
Email: info@kpmg.com.my

Kota Kinabalu

Lot 3A.01 Level 3A,
Plaza Shell,
29, Jalan Tunku Abdul Rahman,
88000 Kota Kinabalu, Sabah
Tel: +603 7721 3388
Fax: +6088 363 022
Email: info@kpmg.com.my

Johor

Level 3, CIMB Leadership Academy,
No. 3, Jalan Medini Utara 1,
Medini Iskandar,
79200 Iskandar Puteri, Johor
Tel: +603 7721 3388
Fax: +607 266 2214
Email: info@kpmg.com.my

Ipoh

Level 17, Ipoh Tower,
Jalan Dato' Seri Ahmad Said,
30450 Ipoh, Perak
Tel: +603 7721 3388
Email: info@kpmg.com.my

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.



www.kpmg.com.my/Tax

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2024 KPMG Tax Services Sdn. Bhd., a company incorporated under Malaysian law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.